

短期連載

J A改革・農政転換で変わりゆく農業金融

# 農業の成長産業化に向けて

## 期待される民間金融機関の融資

中里幸聖

大和総研金融調査部

挙げられている(いずれも『日本再興戦略』改訂2014)でも明記されている。

このうち、いわゆる岩盤規制の一つとして行方が注目された農業協同組合(農協 Japan Agricultural Cooperatives)の略としてJAと呼称する(とも多い)の見直しについては、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」が今年4月3日に閣議決定され、4月下旬現在、国会で審議中である。こうしたJA改革・農政転換の動きを踏まえ、農業金融の現状と今後の方向性を考えてみる。第1回目は「農業金融とJAの現状」を整理する。

JAバンクと日本公庫が融資残高の大半を占める

### (1) 農業金融の現状

①農業に係る金融機関と融資残高

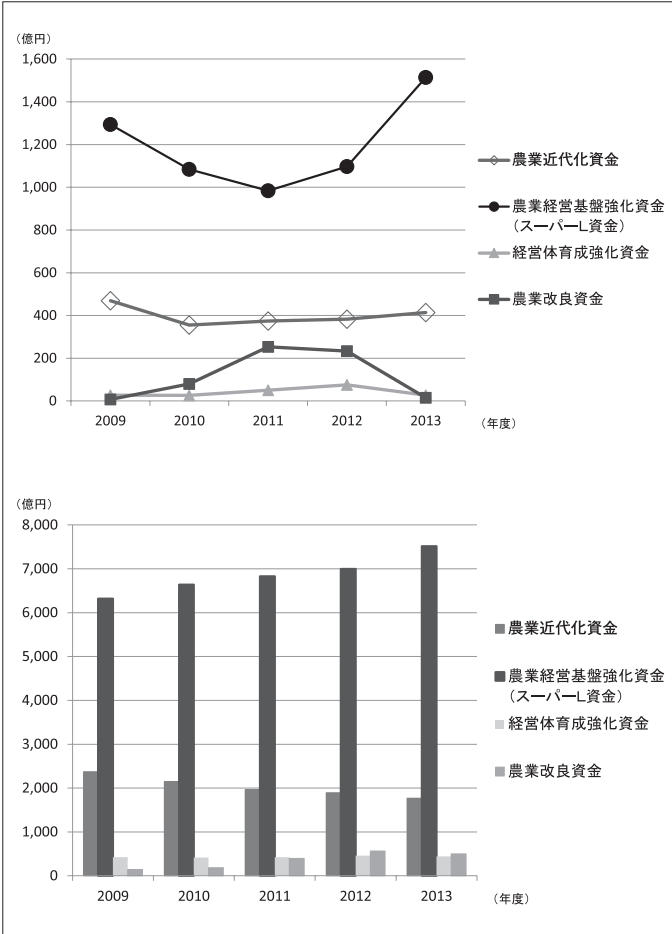
農業に係る金融機関としては、まずはJAバンクを思い浮かべる人が多いであろう。農林中央金庫(以下「農林中金」)は、JAバンクの全国機関だ(注1)。

**農**業を成長産業とするために農業政策を変革していく動きが始まっている。昨年、閣議決定された『日本再興戦略』改訂2014(2014年6月24日)では、「大きな政策転換の第一歩として、攻めの農林水産業の展開に向けた構造改革を多面的に実行する」としている。

同日に閣議決定された「規制改革実施計画」では、農業分野の個別措置事項として、①農地中間管理機構の創設、②農業委員会等の見直し、③農地を所有できる法人(農業生産法人)の見直し、④農業協同組合の見直し の4点が



図表2 農業経営改善関係資金（上：貸付額、下：貸付残高）



( 1 ) 農業近代化資金の貸付残高は12月末。  
 ( 2 ) 農業近代化資金の貸付額と貸付残高には、都道府県が独自で農業近代化資金と定めているものを含む。  
 ( 3 ) 農業改良資金は、法改正により2010年10月に都道府県貸付から公庫貸付へ移管。  
 ( 出所 ) 農林中央金庫「農林漁業金融統計」、日本政策金融公庫農林水産事業「業務統計年報」より大和総研作成

業改良資金だ(図表2・注4)。いずれも長期資金を融資するものであり、「食料・農業・農村基本法(平成11年 法律第106号)が目指す効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため」(農林水産省ウェブサイト「農業経営改善関係資金のご案内」より)のもので、農業に関する制度金融の中枢を成すといえる。

農業近代化資金は、農業の「担い手」の経営改善のための長期で低利な制度資金であり、農業近代化資金通法に規定され、農業近代化資金通法施行令が定められている。JAバンクの他、銀行等も融資機関となっている。都道府県からの利子補給先については、JAバンク以外では、各都道府県の地元金融機関が主となっていることが多い。

農業経営基盤強化資金は、認定農業者を対象とする農業経営改善計画の達成のための長期資金である(注5)。その際、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認

証業務を実施している。農業信用保証保険法に基づき地方公共団体やJAなどからの出資によって設立された公的な保証機関である。後述する「農業近代化資金」については、近年では利子補給承認額の8〜9割程が債務保証対象となっており、2013年度は92・6%を債務保証している。

さらに、独立行政法人農林漁業信用基金が、各農業信用基金協会の債務保証の保険を引き受ける機関として設置されている。

制度金融の中枢を成す農業経営改善関係資金

②農業に関する主な制度金融

JAバンクのウェブサイトではJAの農業融資について農業関係

資金一覧(注3)、日本政策金融公庫資金(JAは日本政策金融公庫資金の窓口機関となっている)という区分でいくつかの融資メニューを掲載している。

このうち農林水産省が「農業経営改善関係資金」として設けている制度資金が農業近代化資金、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)、経営体育成強化資金、農業改良資金、経営体育成強化資金、農業

実際、日本全体でみて農業そのものに対する融資残高は2013年度末で約5・2兆円であるが、その大半をJAバンク(融資残高の40・1%)と日本公庫(同42・3%)の両機関が占めている(図表1)。

また、融資残高の比率は小さいが、都市銀行、地方銀行や信用金庫などの民間金融機関も農業に対する融資を実施しており(同13・8%)、農業の成長産業化を実現するためにも、今後の拡大が期待される。

農業の成長産業化に向けては、

財政投融資を活用した官民ファンドや民間の農業ファンドも今後が期待される。官民ファンドとしては、2013年1月に官民共同出資により設立された株式会社農林漁業成長産業化支援機構(愛称：A・FIVE)が活動中である。A・FIVEは「農林漁業者が農林水産物の付加価値を高めて消費者に届けていく取組み(地産地

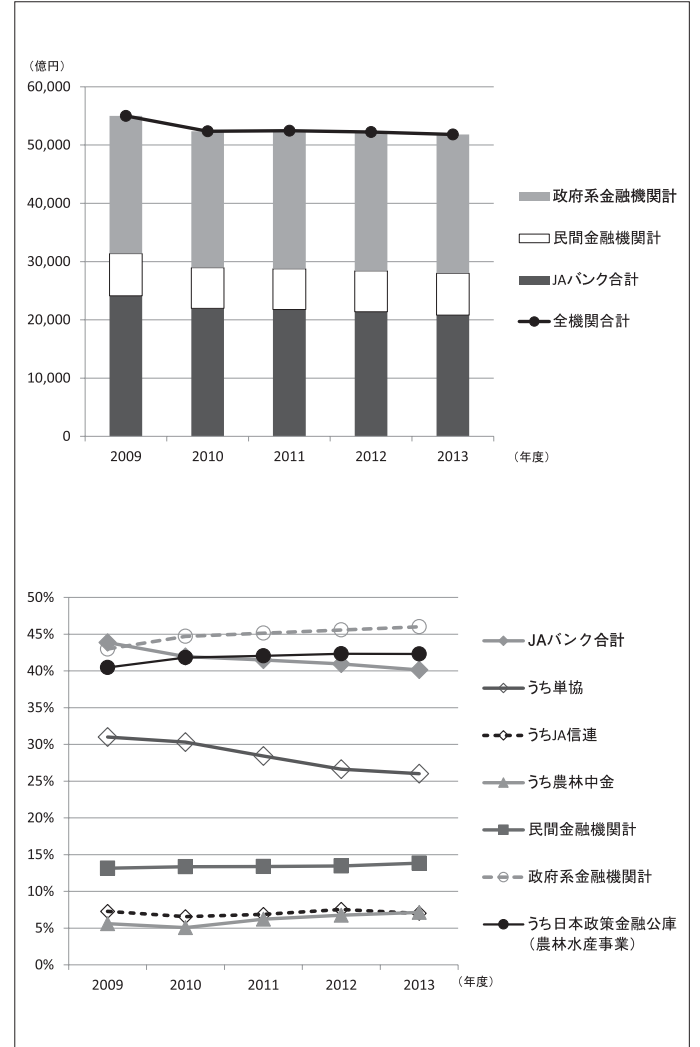
消費や6次産業化)を出資等の手法により支援する」(「会社案内」より)ことを目的とし(注2)、支援対象の事業体に対し、出資や劣後ローンによる直接の資金供給も実施するが、地方公共団体、農業団体、金融機関、地元企業等と共同で設立するサブファンドを通じて出資をメインとしている。

2015年4月現在で52のサブファンド(北海道・東北7、関東・北陸10、中部・近畿11、中国・四国11、九州・沖縄9、全国テーマファンド4)が設立されている。

地域のサブファンドについては地域金融機関が出資者に名を連ねているものが多い。出資同意決定済の6次産業化事業体は、2015年4月14日現在で57事業体、出資決定金額は約37億円となっている(うち1000万円分を出資決定していた1事業体は支援終了)。

農業に対する融資が円滑に実施されるためには債務保証も重要であり、各都道府県に設置された農業信用基金協会が中心となって保

図表1 農業向け貸出金残高(上：金額、下：構成比)



( )民間金融機関計、政府系金融機関計、日本政策金融公庫は農業と林業の合計値。  
 (出所)農林中央金庫「農林漁業金融統計」より大和総研作成

総組合員数は、2001年度末の908・3万人から2012年度末には997・8万人に増加しているが、増加しているのは准組合員であり、正組合員は2001年度末の521・1万人（うち個人520・2万人、法人0・9万人）から2012年度末には461・4万人（うち個人459・9万人、法人1・5万人）に減少している。

正組合員は農業者等が条件だが（耕作面積や農業従事日数などの組合員資格の基準は各JAが定めている）、准組合員は農業者以外となっている。JAごとに定められたの出資金を払えば、准組合員として加入でき、JAの事業を正組合員と同じように利用できる（ただし、総会での議決権や役員選挙権などJAの運営には関与できない）。

国会で審議中の「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」の焦点の一つが、JA全中の一般社団法人への移行、単位農協に対するJA全中による監査の義務付け廃止である。この改革の狙

定を受ける必要があり、認定を受けた事業が融資対象となる。融資機関は日本公庫である。

経営体育成強化資金は、認定農業者以外の農業の「担い手」向けであり、融資機関に提出した経営改善資金計画または経営改善計画に基づいて行う農業経営改善のための資金である。資金使途が「前向き投資」のみの場合は経営改善資金計画、「償還負担の軽減」を含む場合は経営改善計画の提出が必要となる。融資機関は日本公庫である。

農業改良資金は、農業の「担い手」の新作物分野、新技術へのチャレンジ、新たな加工・流通部門への進出など、高リスク農業への取り組み支援のため、無利子で提供される長期の制度資金である。対象者は、①エコファーマー、②農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等、③農商工等連携促進法の認定を受けた農業者・中小企業者等、④米穀新用途利用促進法の認定を受けた生産者・中小企業者等、⑤6次産業化法の認定を受けた農業者等・促進事業者。融資

い等については、次回に記述する予定である。

（注1）農林中金は、漁業のJFMリンバンク、林業のJForestグループの全国機関でもあるが、話が拡散するので、本稿では日本政策金融公庫に関する部分も含めて、農業以外の部分については割愛して記述する。

（注2）6次産業化とは、農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、農山漁村を総合的に活性化することを指す。第1次産業としての農林水産業の生産、第2次産業としての食品加工、第3次産業としての流通、販売を総合的に実施するということで、第1次産業の1と第2次産業の2、第3次産業の3を足す、あるいは掛けて6次産業と称している。

（注3）JAは農業生産に直接的に関わる事業以外に、農村や農業者の生活全般に関わる事業も対象範囲としている。そのた

め、JAバンクの貸出自体は、住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、その他各種ローンなど一般の銀行と同様の品揃えとなっており、農業という事業そのものへの貸出が占める比率は低い。

（注4）農業経営改善関係資金として、青年等就農資金が2014年度から新規に加わった。現時点では、貸付額等のデータを入手できないため、本稿では割愛している。

（注5）認定農業者は、「農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度」（農林水産省ウェブサイト）「認定農業者制度について」より）である認定農業者制度で認定された農業者を指す。認定農業者に対しては、農業近代化資金や農業経営基盤強化資金を含めた低利融資などの各種施策が適用される。

図表3 JAグループの組織図（主なもの）

	経済事業	信用事業	共済事業	指導事業
市町村段階	農業協同組合 (JA、単協)			
都道府県段階	経済農業協同組合連合会 (JA経済連)	信用農業協同組合連合会 (JA信連、信農連)	全国共済農業協同組合連合会 (JA共済連、全共連)	農業協同組合中央会 (JA中央会)
全国段階	全国農業協同組合連合会 (JA全農)	農林中央金庫 (農林中金)		全国農業協同組合中央会 (JA全中)
事業内容	農畜産物の販売、生産資材の購買・供給など	各種金融サービス	生命共済、損害共済、年金共済など	JAの指導や監査、教育、農政活動、広報活動など

( )内は愛称・略称  
 (出所) 全国農業協同組合連合会ウェブサイト、全国農業協同組合中央会ウェブサイト、JAバンクウェブサイトなどを基に大和総研作成

（図表3）  
 経済事業はJA全農（全国農業協同組合連合会）、信用事業（JAバンク）は農林中金（農林中央金庫）、共済事業はJA共済連（全国共済農業協同組合連合会）、指導事業はJA全中（全国農業協同組合中央会）が全国組織に位置づけられる。

総合農協の組合数は2001年度末の1181法人から2013年度末には731法人（2012年度末は738法人）に減少し、職員数は2001年度末の26・3万人から2012年度末には21・2万人に減少している。



機関は日本公庫である。

総組合員数は増加しているが農業者等の正組合員は減少

（2）JAグループの構成と機能

JAは、農業者（農民または農業を営む法人）によって組織された協同組合であり、農業協同組合法に基づく法人である。2013年度末で731法人ある「総合農協」と分類される農協では、経済事業・信用事業・共済事業を総合的にを行っている。地域ごとの総合農協は単位農協（あるいは単協）とも呼ばれるが、事業ごとに都道府県組織、全国組織が存在する